

(案)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

「適正な電力取引についての指針」の改定に関する建議について

経済産業省は、公正取引委員会と共同して、電力市場の参加者に対する適正な取引の指針として「適正な電力取引についての指針」を定めているところ、本年4月1日より「電気事業法等の一部を改正する等の法律」（第3弾改正）が一部施行され、需要抑制により得られる電気を転売することができるネガワット取引（特定卸供給）が制度化されること等を踏まえ、同指針についても改定を行うことが必要です。

については、「適正な電力取引についての指針」を別添の新旧対照表のとおり改定することが、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認められることから、電気事業法第66条の13第1項の規定に基づき、貴職に建議いたします。